

## 業務委託仕様書

1. 業務名 狭山市立旧水野保育所解体工事に伴う周辺家屋事前事後調査業務委託

2. 業務場所 狭山市大字水野地内

別紙対象家屋一覧のとおり

木造建物A 70 m<sup>2</sup>未満 … 3棟

木造建物A 70 m<sup>2</sup>以上 130 m<sup>2</sup>未満 … 13棟

木造建物A 130 m<sup>2</sup>以上 … 1棟

合計 17棟

3. 業務期間 契約日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

○事前調査

①調査項目

解体工事実施前と工事完了後にそれぞれ調査を行い、工事完了後に新たに生じた損傷等について対比できるように、その状態及び程度を調査するものとする。

調査項目は、原則として次の項目について実施し、その損傷の有無にかかわらず必ず写真撮影しなければならない。

(1) 家屋の全景

調査対象家屋と周辺家屋との相対的位置関係及び建物の種類が分かるように、全景写真を撮影する。

(2) 外壁モルタルの亀裂

外壁モルタルの亀裂幅、亀裂長の測定及び写真撮影は、地表面より原則として2mの高さの範囲にある代表的な亀裂について実施する。

(3) 内壁の亀裂

内壁モルタルの亀裂幅、亀裂長の測定及び写真撮影は代表的なものについて実施する。

(4) タイル張り部分の亀裂

タイル張り部分の亀裂、便所、風呂場、玄関などのタイル張り部分の亀裂については、代表的なものについて亀裂幅、亀裂長を測定し、写真撮影する。

(5) 内壁と柱、回縁などのすき間

内壁と柱、回縁などのすき間間隔の測定及び写真撮影は、代表的なものについて実施する。

(6) 柱、床などの傾斜

柱、床などの傾斜は、必ず直行する二方向の傾斜状態を測定する。

(7) 建具の建て付け状況

建具の建て付け状況については、柱とか窓わくとのすき間間隔の測定及び写真撮影は、代表的なものについて実施する。

- (8) 叩き、布基礎などの亀裂  
叩き、布基礎とか土間の亀裂については写真撮影する。
- (9) 建物の沈下、傾斜  
解体工事による影響を与えるおそれがある場合は、沈下、傾斜の測定を行う。
- (10) 外構等の亀裂、破損状況  
敷地内においてブロック塀・車庫等、工事による影響を与えるおそれがあるものについて亀裂等の測定を行い、破損状況、現況状況の写真撮影を行う。

## ②調査方法

- (1) 亀裂幅  
亀裂幅は0.5ミリ単位で測定する。
- (2) 亀裂長  
亀裂長は、亀裂の発生端と先端との直線距離を1ミリ単位で測定し、この直線距離をもって亀裂長とする。
- (3) すき間間隔  
内壁と柱、回縁などのすき間は、最大すき間間隔を1ミリ単位で測定する。
- (4) 柱の傾斜  
柱に沿って下げ振りをたらし、水糸1m間の柱から水糸までの水平距離を1ミリ単位で読み、その差で傾斜の程度を表示する。
- (5) 床の傾斜  
床の傾斜度は、2方向について1ミリ単位で測定する。
- (6) 建て付け状況  
建具の建て付け状況は閉じた状態での窓枠、柱とのすき間間隔を1ミリ単位で測定する。

## ③写真撮影

- (1) フィルム  
デジタルカメラ又はカラーフィルムを使用する。
- (2) 撮影項目  
撮影対象物は、①の調査項目とし、その損傷の有無にかかわらず必ず撮影する。
- (3) 撮影方法  
写真撮影は、原則として撮影対象を測量用ポール等にて指示し、黒板に次の項目を明示して撮影する。
  - ・撮影年月日
  - ・撮影家屋番号及び家屋所有者名
  - ・撮影対象名
  - ・測定値
  - ・その他
- (4) 撮影枚数  
写真撮影の枚数は、原則として1軒あたり40枚程度とするが、必要に応じて

枚数を増減する。

(撮影枚数の内訳例)

- ・家屋の全景（1枚）
  - ・外壁モルタルの亀裂（5枚）
  - ・内壁の亀裂（4枚）
  - ・タイル張り部分の亀裂（5枚）
  - ・内壁と柱、回縁などのすき間（5枚）
  - ・柱、床などの傾斜（4枚）
  - ・建具の建て付け状況（4枚）
  - ・叩き、布基礎など（5枚）
  - ・その他（外回り部）等（7枚）
- 合計 40枚

#### ④調査報告書

##### (1) 報告書の大きさ

報告書の大きさはA-4判とする。

##### (2) 報告書の内容

報告書は、調査件名、調査年月、工事概要、調査内容、並びに考察を記述し、下記の図表を含まなければならない。

- ・調査地域平面図
- ・調査家屋一覧表
- ・調査家屋間取り平面図
- ・外構平面図
- ・写真説明表及び測定データ比較表

##### (3) 調査地域平面図

調査地域平面図を1000分の1程度の縮尺で描き、調査家屋番号を記入する。

##### (4) 調査家屋一覧表

調査家屋は、次の項目を記述した一覧表を作成する。

- 1 家屋番号
- 2 建物所有者、所有者住所並びに所有者電話番号
- 3 建物所在地及び使用者名
- 4 建物の種類、用途、経過年数並びに床面積
- 5 損傷の概要

##### (5) 調査家屋間取り及び平面図

建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。

##### (6) 外構平面図

建物の敷地毎に建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係を建物平面図に準じて作成する。

## ○事後調査

### ①調査項目

事前調査を行った損傷箇所等の変化及び解体工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を次の項目に定めるところにより調査を行うものとする。

調査項目は、原則として次の項目について実施し、その損傷の有無にかかわらず必ず写真撮影しなければならない。

#### (1) 家屋の全景

調査対象家屋と周辺家屋との相対的位置関係及び建物の種類が分かるように、全景写真を撮影する。

#### (2) 外壁モルタルの亀裂

外壁モルタルの亀裂幅、亀裂長の測定及び写真撮影は、地表面より原則として2 mの高さの範囲にある代表的な亀裂について実施する。

#### (3) 内壁の亀裂

内壁モルタルの亀裂幅、亀裂長の測定及び写真撮影は代表的なものについて実施する。

#### (4) タイル張り部分の亀裂

タイル張り部分の亀裂、便所、風呂場、玄関などのタイル張り部分の亀裂については、代表的なものについて亀裂幅、亀裂長を測定し、写真撮影する。

#### (5) 内壁と柱、回縁などのすき間

内壁と柱、回縁などのすき間間隔の測定及び写真撮影は、代表的なものについて実施する。

#### (6) 柱、床などの傾斜

柱、床などの傾斜は、必ず直行する二方向の傾斜状態を測定する。

#### (7) 建具の建て付け状況

建具の建て付け状況については、柱とか窓わくとのすき間間隔の測定及び写真撮影は、代表的なものについて実施する。

#### (8) 叩き、布基礎などの亀裂

叩き、布基礎とか土間の亀裂については写真撮影する。

#### (9) 建物の沈下、傾斜

解体工事による影響を与えるおそれがある場合は、沈下、傾斜の測定を行う。

#### (10) 外構等の亀裂、破損状況

敷地内においてブロック塀・車庫等、工事による影響を与えるおそれがあるものについて亀裂等の測定を行い、破損状況、現況状況の写真撮影を行う。

### ②調査方法

#### (1) 亀裂幅

亀裂幅は0.5ミリ単位で測定する。

#### (2) 亀裂長

亀裂長は、亀裂の発生端と先端との直線距離を1ミリ単位で測定し、この直線距離をもって亀裂長とする。

(3) すき間間隔

内壁と柱、回縁などのすき間は、最大すき間間隔を1ミリ単位で測定する。

(4) 柱の傾斜

柱に沿って下げ振りをたらし、水糸1m間の柱から水糸までの水平距離を1ミリ単位で読み、その差で傾斜の程度を表示する。

(5) 床の傾斜

床の傾斜度は、2方向について1ミリ単位で測定する。

(6) 建て付け状況

建具の建て付け状況は閉じた状態での窓枠、柱とのすき間間隔を1ミリ単位で測定する。

③写真撮影

(1) フィルム

デジタルカメラ又はカラーフィルムを使用する。

(2) 撮影項目

撮影対象物は、①の調査項目とし、その損傷の有無にかかわらず必ず撮影する。

(3) 撮影方法

写真撮影は、原則として撮影対象を測量用ポール等にて指示し、黒板に次の項目を明示して撮影する。

- ・撮影年月日
- ・撮影家屋番号及び家屋所有者名
- ・撮影対象名
- ・測定値
- ・その他

(4) 撮影枚数

写真撮影の枚数は、原則として1軒あたり40枚程度とするが、必要に応じて枚数を増減する。

(撮影枚数の内訳例)

- ・家屋の全景 (1枚)
- ・外壁モルタルの亀裂 (5枚)
- ・内壁の亀裂 (4枚)
- ・タイル張り部分の亀裂 (5枚)
- ・内壁と柱、回縁などのすき間 (5枚)
- ・柱、床などの傾斜 (4枚)
- ・建具の建て付け状況 (4枚)
- ・叩き、布基礎など (5枚)
- ・その他 (外回り部) 等 (7枚)

合計 40枚

#### ④調査報告書

##### (1) 報告書の大きさ

報告書の大きさはA-4判とする。

##### (2) 報告書の内容

報告書は、調査件名、調査年月、工事概要、調査内容、並びに考察を記述し、下記の図表を含まなければならない。

- ・調査地域平面図
- ・調査家屋一覧表
- ・調査家屋間取り平面図
- ・外構平面図
- ・写真説明表及び測定データ比較表

##### (3) 調査地域平面図

調査地域平面図を1000分の1程度の縮尺で描き、調査家屋番号を記入する。

##### (4) 調査家屋一覧表

調査家屋は、次の項目を記述した一覧表を作成する。

- 1 家屋番号
- 2 建物所有者、所有者住所並びに所有者電話番号
- 3 建物所在地及び使用者名
- 4 建物の種類、用途、経過年数並びに床面積
- 5 損傷の概要

##### (5) 調査家屋間取り及び平面図

建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。

##### (6) 外構平面図

建物の敷地毎に建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係を建物平面図に準じて作成する。

##### (7) 損傷調査書

損傷調査書は、①調査項目及び②調査方法の事後調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者及び使用者、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事後調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。

##### (8) 写真台帳

写真は、撮影したものをカラーサービス判で焼き付ける等して、写真台帳に所定の記載を行ったうえでファイルする。

#### 5. その他

(1) 業務の実施については作業予定表を作成し、あらかじめ狭山市担当者の承諾を得ること。

(2) 事前調査については、可能な限り令和6年7月末までに現場作業を完了するように努めること。

- (3) 事後調査については、解体工事完了後速やかに実施すること。
- (4) 本業務の履行にあたり、安全管理に十分注意するとともに、調査対象家屋の住民の日常生活に支障をきたさないように配慮すること。万が一、事故または住民とのトラブルが発生した場合、その一切を受注者の責任において処理すること。
- (5) その他仕様書に記載のない事項については、狭山市担当者と別途協議するものとする。